

令和6年度住宅確保要配慮者相談窓口実施事業業務委託仕様書

第1 適用範囲

本仕様書は、鎌倉市居住支援協議会（以下、「発注者」という。）が委託する令和6年度住宅確保要配慮者相談窓口実施事業業務について、受注者が行う業務の内容、成果物及びその他業務遂行上必要な事項を定める。

第2 業務の目的

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯、低額所得者等の住宅確保要配慮者（※）は、住宅の確保が困難となる場合が多い。そこで、入居に協力可能な住宅情報提供等に加え、入居後の生活支援活動についても、会員が連携した相談対応体制を構築し、その成果や課題等について取りまとめ、今後の市内の居住支援活動の普及に繋げることを目的とする。

※ 住宅確保要配慮者・・・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年7月6日号外法律第112号）第2条各号及び施行規則第3条各号に基づき規定されている者

第3 業務の対象とする住宅確保要配慮者

対象とする住宅確保要配慮者については、事業者において選択するものとする。

第4 委託期間

契約締結の日から令和7年1月10日

第5 委託業務の内容

- (1) 住宅確保要配慮者向け居住相談事業の実施。（相談内容に応じて、セーフティネット住宅登録物件及びかながわあんしん賃貸住宅登録物件の紹介等も実施。）
- (2) 住宅確保要配慮者に対する定期的な見守りや生活相談などの生活支援等居住支援事業の情報提供
- (3) 相談から入居に至った事例について支援方法の検証を行う。
- (4) 必要に応じて、本協議会の会議において事例報告及び意見交換。
- (5) 事業実施内容の成果や課題等を取りまとめた報告書の作成。

第6 実施計画書、工程表、作業責任者及び作業員届出書

受注者は契約締結後、速やかに実施計画書及び実施工程表を作成し、事前に発注者の承諾を得てから業務に取り掛かるものとする。また、作業責任者及び作業員届出書（様式2）を作成して発注者に提出する。

第7 業務管理及び報告

受注者は、業務着手時及び業務の主要な区切りにおいては、発注者と協議を行うものとし、その結果を記録し確認するものとする。また、発注者が指定する担当職員と常に

密接な連絡を取り、発注者が必要と認めた時には作業の途中経過等を速やかに報告し、その事項をその都度記録し、協議の際、相互に確認するものとする。

第8 報告書の作成

受注者は、業務実施後、業務報告書を作成する。
内容については、発注者と協議するものとする。

第9 業務完了届及び成果物の提出

受注者は本委託業務終了後、業務完了届（様式1）及び業務報告書（以下「成果物」という。）を、令和7年1月10日までに発注者へ提出する。成果物は、紙媒体1部、電子媒体1式（CD-R）で提出すること。

なお、業務完了後、既に提出された成果物に不良箇所が発見された場合は、速やかに補足、訂正及び修正を行わなければならない。これに要する費用は受注者の負担とする。

第10 資料の収集

業務の遂行上、必要な資料については、受注者の責任において収集するものとする。

第11 その他の負担

業務に用いる器具、消耗品及びその他の雑品は、すべて受注者の負担とする。

第12 通則

- (1) 業務内容に関して疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い、その指示に従うものとする。
- (2) 受注者は業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、軽微な部分（コピー、ワープロ、印刷、資料整理などの簡易な業務）の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (4) 受注者は、前項ただし書きに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(様式1)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

鎌倉市居住支援協議会 あて

(受注者)

所在地

名称

代表者氏名

印

次のとおり業務を完了したので報告いたします。

契 約 名	住宅確保要配慮者相談窓口実施事業業務
請 負 金 額	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
契 約 期 間	令和 年 月 日から令和7年1月10日まで
業 務 完 了 状 況	
特 記 事 項	

(様式2)

作業責任者及び作業員届出書

年 月 日

鎌倉市居住支援協議会 あて

(受注者)

所在地

名称

印

代表者氏名

住宅確保要配慮者相談窓口実施事業業務に係る作業責任者及び作業員について、次のとおり届け出ます。

■作業責任者

所 属・職	氏 名

■作業員

所 属・職	氏 名